

MG インフルエンサー規約

第1条（総則）

1. MG インフルエンサー規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社メディア・グローブ（以下「メディア・グローブ」といいます。）がインフルエンサー（第2条に定めるところにより契約した者をいい、以下本規約において「MG インフルエンサー」といいます。）に対して、ブランドの化粧品やサービスのPRを無償で依頼する際にMG インフルエンサーに遵守していただく取り決めをいいます。
2. 本規約はメディア・グローブとMG インフルエンサーとの間における権利義務関係を定めることを目的とします。
3. MG インフルエンサーが電子メール等を通じてメディア・グローブの依頼するブランドの化粧品やサービスのPRを実施する際には、別途メディア・グローブがMG インフルエンサーに提供する「PR実施資料」の定めに従うものとします。

第2条（MG インフルエンサー登録）

1. MG インフルエンサーになることを希望する者は、本規約に同意の上、所定の方法によりメディア・グローブに対して申込みをするものとします。なお、MG インフルエンサーになることを希望する者が、既に他のインフルエンサー事務所等に登録をしている又はPR案件の依頼を受けている等メディア・グローブからブランドの化粧品やサービスのPRの依頼を受けられない可能性のある場合には、申込みをする際にメディア・グローブに対してその旨を通知しなければならないものとします。
2. メディア・グローブが前項の申込み内容を審査しこれを承諾した場合に、メディア・グローブは申込者に対して、MG インフルエンサー登録完了の通知を発行するものとします。
3. MG インフルエンサー登録完了の通知の発行をもって、MG インフルエンサー登録が完了するものとします。
4. メディア・グローブから申込者への通知は、申込者の電子メールアドレスを管理するメールサーバに到達したことをもって完了したものとみなし、申込者の端末への電子メールの到着についてメディア・グローブは責任を負いません。
5. 次の各号のいずれかに該当するとメディア・グローブが判断する場合には、メディア・グローブは、MG インフルエンサー登録をしません。なお、MG インフルエンサー登録をしなかった理由は開示しません。
 - (1) 法定代理人の同意を得ることなく、未成年者が申込をした場合
 - (2) 申込みにあたり、申込者が虚偽の事実をメディア・グローブに申告した場合
 - (3) 過去に本規約又はメディア・グローブ及びメディア・グローブの関係会社が提供するサービスが別途定める利用規約等に違反したことがある場合

(4) その他 MG インフルエンサー登録が不相当であるとメディア・グローブが判断した場合

6. MG インフルエンサーは、住所や SNS のアカウント等メディア・グローブに提供した登録情報に変更があった場合（新たに他のインフルエンサー事務所に登録等した場合を含みます。）には、直ちにメディア・グローブに届け出るものとします。

7. MG インフルエンサーが、メディア・グローブに前項の届出を怠ったためにメディア・グローブの通知又は送付された書類が延着し、又は送付されなかった場合には、当該通知又は送付された書類は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第3条（規約の改定）

メディア・グローブは、本規約を改定する場合があるものとします。本規約を改定する場合には、改定後の規約の内容及び施行時期を電子メール等で事前に告知するものとします。

第4条（禁止事項）

MG インフルエンサーは、ブランドの化粧品やサービスの PR にあたって次の各号の事項(以下「禁止事項」といいます。)を行ってはならないものとします。MG インフルエンサーが禁止事項に該当する行為を行った場合、メディア・グローブは、MG インフルエンサーに事前の通知をすることなく、当該 MG インフルエンサー登録を停止することができるものとします。

(1) MG インフルエンサーとして登録をした本人以外が PR を実施する行為

(2) メディア・グローブが PR を実施する上で提供した美容商品のサンプル等を転売する等の行為

(3) メディア・グローブの許諾なく、メディア・グローブを含む名称を PR 活動に利用する行為

(4) ブランドが設定した情報解禁日より前にブランドから受領した情報を開示する行為

(5) 本規約の定めに違反する、又はそのおそれのある行為

(6) 第三者又はメディア・グローブに対する誹謗、中傷、名誉若しくは信用を毀損する、又はその恐れのある行為

(7) 第三者、及びメディア・グローブに損失若しくは損害を与える又はその恐れのある行為

(8) 第三者に正当な著作権、商標権等の知的財産権が帰属する著作物等の無断複製もしくは使用又はその恐れのある行為

(9) 法令に抵触、違反又はその恐れのある行為

(10) その他メディア・グローブが不適切と判断する行為

第5条（登録情報について）

1. MG インフルエンサーがメディア・グローブに提供した登録情報は、メディア・グローブが保有・利用・管理するものとします。
2. 前項に定める登録情報の中で特定の個人を識別できる情報が含まれる場合の当該情報の取り扱いについては、メディア・グローブが定める「プライバシーポリシー (<http://www.mediaglobe.co.jp/policy/>)」に従うものとします。
3. 前項に定めるプライバシーポリシーに加え、メディア・グローブは、化粧品やサービスのPRを依頼するブランドが具体的なPR内容を検討することを目的として、MG インフルエンサーのSNSアカウント（instagramやTwitterをいいますが、これらに限られません。）を、PRを実施するブランドに提供します。
4. MG インフルエンサーがMG インフルエンサー登録の削除を希望する場合には、所定の手続きに従いメディア・グローブに届け出るものとします。

第6条（知的財産権の利用）

1. メディア・グローブがMG インフルエンサーに提供するPR実施資料等に関する著作権、商標権等その他の一切の知的財産権はすべてメディア・グローブに帰属します。
2. MG インフルエンサーがPR活動としてSNS等に送信又は発信した一切の情報（画像・コメント・動画等を含むがこれらに限られないものをいい、以下「コンテンツ」といいます。）の著作権及びその他一切の権利は、MG インフルエンサーに帰属するものとします。
3. MG インフルエンサーは、PR活動としてSNS等に送信又は発信したコンテンツの内容につき、メディア・グローブが要求する場合にはその内容を報告するものとします。
4. MG インフルエンサーは、PR活動としてSNS等に送信又は発信したコンテンツにつき、メディア・グローブに対して無償かつ非独占的に使用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案）権利（再使用許諾権も含みます）を許諾したものとみなします。なお、MG インフルエンサーは当該コンテンツにかかる著作者人格権を行使せず、権利者をして行使させないものとします。
5. MG インフルエンサーが送信又は発信したコンテンツの第三者への権利侵害に起因または関連して生じたすべてのクレームや請求については、MG インフルエンサーの責任と費用においてこれを解決するものとします。ただし、当該クレームや請求が第7項に規定するメディア・グローブの指示により生じた場合には、メディア・グローブと協力して解決するものとします。
6. 前項のクレームや請求への対応に関連してメディア・グローブに費用が発生した場合または賠償金等の支払いを行った場合は、当該費用および賠償金、メディア・グローブが支払った弁護士費用等を当該MG インフルエンサーの負担とし、メディア・グローブは、当該MG インフルエンサーにこれらの合計額の支払いを請求できるものとします。
7. メディア・グローブは、MG インフルエンサーが送信又は発信したコンテンツを、運

営上必要に応じて閲覧することができ、本規約に抵触すると判断した場合には、MG インフルエンサーに対して当該コンテンツの全部または一部の編集及び削除の指示をすることができるものとします。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. MG インフルエンサーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

2. MG インフルエンサーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3. MG インフルエンサーが、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、メディア・グローブはMG インフルエンサーに対して何らの催告をすることなく、MG インフルエンサー登録を解除することができるものとし、MG インフルエンサーは、これによりメディア・グローブに生じた損害の一切を賠償しなければならないものとします。

4. メディア・グローブは、前項によりMG インフルエンサー登録を解除した場合には、MG インフルエンサーに損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないものとし、MG インフルエンサーはこれを了承するものとします。

第8条（秘密保持義務）

1. MG インフルエンサーは、本規約の内容、又はPR活動の過程において知り得たメディ

ア・グローブ及びブランドの財政状態・経営成績に関する情報、また事業に関する計画・戦略・取引先情報、システム構成・戦略に関する情報、技術上、営業上、その他業務上における一切の知識及び情報（以下「機密情報」といいます。）を、機密情報を開示した当事者（以下「開示当事者」といいます。）の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示、提供若しくは漏洩し又は本規約に定める目的以外に使用してはなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、本条にいう機密情報には該当しないものとします。

- (1) 開示当事者から開示を受けた時点で開示を受けた者が既知であった情報
- (2) 開示当事者から開示を受けた時点で既に公知・公用であった情報
- (3) 開示当事者から開示を受けた後、開示を受けた者の責によらず公知・公用となった情報
- (4) 開示当事者から開示を受けた後、開示を受けた者が正当な権利を持つ第三者より適法に入手した情報
- (5) 開示当事者から開示された情報とは無関係に独自で開発・創作した情報

2. 前項の規定にかかわらず、法令に基づき司法若しくは行政機関の強制力のある命令により機密情報の開示を求められた場合（以下「開示要求」といいます。）には、MG インフルエンサーは、開示要求に従うために必要な範囲において、開示当事者の同意なく機密情報を開示することができるものとします。ただし、本項に基づき開示をする場合には、開示当事者に対し、事前に開示要求について合理的な通知をし、当該情報の機密性を保持するための合理的な努力を尽くすものとします。

3. MG インフルエンサーは、開示当事者から開示を受けた機密情報の漏洩等を発見した場合には、直ちにメディア・グローブ及びブランドにその旨を通知しなければならないものとします。

4. MG インフルエンサーは、自己の責めに帰すべき事由により、開示当事者から開示を受けた機密情報の漏洩等を生じさせた場合には、開示当事者の損害を最小限にとどめるために必要な措置を講じなければならないものとします。

第9条（損害賠償）

1. MG インフルエンサーが第2条（MG インフルエンサー登録）第1項及び第6項に違反した結果、メディア・グローブが第三者からクレームを受けた場合や紛争等が発生した場合には、MG インフルエンサーは自らの費用と責任で解決のために対応し、メディア・グローブに発生した損害を賠償するものとします。

2. MG インフルエンサーが本規約に違反し、又は故意若しくは過失により、メディア・グローブに損害を与えた場合、メディア・グローブに発生した損害を賠償するものとします。

第10条（免責事項）

1. メディア・グローブは、自らの故意又は重過失による場合を除き、ブランドの化粧品やサービスのPRの実施に起因して発生したMGインフルエンサーの損害については、一切の責任を負わないものとします。なお、メディア・グローブの故意又は重過失により損害が生じた場合であっても、メディア・グローブは、直接損害及び通常損害についてのみ責任を負うものとします。

2. メディア・グローブは、メディア・グローブの都合によりMGインフルエンサーへのPR依頼を終了することができるものとします。

3. メディア・グローブは、MGインフルエンサーへのPR依頼を終了する場合には、MGインフルエンサーに対しあらかじめ書面（電子メールを含みます。）により、その旨を通知するものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではなく、MGインフルエンサーに損害が生じたとしてもメディア・グローブは一切責任を負わないものとします。

第11条（準拠法）

本規約に基づき生じる当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し解釈されるものとします。

第12条（協議解決）

本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項については、メディア・グローブ及びMGインフルエンサーは、誠意をもって協議し解決するものとします。

第13条（存続条項）

理由を問わずMGインフルエンサー登録が削除となった場合であっても、第4条（禁止事項）、第6条（知的財産権の利用）、第7条（反社会的勢力の排除）、第8条（秘密保持義務）、第10条（免責事項）、本条、及び第14条（専属的合意管轄裁判所）については、なお効力を有するものとします。

第14条（専属的合意管轄裁判所）

メディア・グローブ及びMGインフルエンサーは、本規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

2020年12月 制定